

須賀川市

重層的支援体制整備事業実施計画

第1次計画（令和4年度～令和5年度）



令和4年3月

須賀川市

目次

第1	須賀川市重層的支援体制整備事業実施計画の基本的理念	1
1	事業創設の背景	1
2	重層的支援体制整備事業実施計画の位置付け	2
3	重層的支援体制整備事業実施計画とSDGsとの関連性	2
4	計画期間	3
5	須賀川市重層的支援体制整備事業の理念	4
6	須賀川市重層的支援体制整備事業の目的	5
7	須賀川市重層的支援体制整備事業の枠組み	5
第2	須賀川市重層的支援体制整備事業の内容	6
1	包括的相談支援事業	6
2	参加支援事業	12
3	福祉の地域づくり事業	17
4	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	23
5	多機関協働事業及び支援プランの策定	27
第3	須賀川市重層的支援体制整備事業を構成する会議	30
第4	他分野との一体的な連携に関する事項	35
1	介護、障がい、子ども・子育て、困窮分野の連携の構築	35
2	生活保護制度と重層的支援体制整備事業の関係	35
3	被災者支援制度との連携	35
4	他分野との連携	36
第5	事業実施に向けた体制構築	38
1	事業実施に向けたプロセス	38
2	実施体制	38
第6	計画の推進にあたって	39
1	計画の周知・啓発	39
2	協働による推進体制	39
第7	須賀川市重層的支援体制事業様式・計画実施フロー	40

第1 須賀川市重層的支援体制整備事業実施計画の基本的理念

1 事業創設の背景

近年、地域住民が抱える福祉の課題は、複雑化・複合化してきており、例えば就職氷河期世代の引きこもり問題やごみ屋敷の問題、また障がいの疑いがあるにもかかわらず、何の支援も受けていない人など、いわゆる「制度の狭間」の課題が増加してきています。

地域コミュニティにおいては、少子・高齢化や核家族化の進行、人口減少社会の進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民のつながりが希薄化し、地域住民同士の支え合いの意識が薄れてきています。

これまでの公的な福祉サービスは、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮などの分野ごとに整備されてきており、社会情勢に起因する不安やストレス、ひきこもり、孤独死、ホームレス、身体的・経済的虐待、高齢者の犯罪の増加など、従来の福祉の制度では対応しきれない、複雑化・多様化した課題が顕在化しています。

本市においても、ひきこもり、新型コロナウイルス感染症に起因した生活困窮者の増加、福祉ボランティアの減少、民生・児童委員のなり手不足、自治会加入率の低下による地域コミュニティの希薄化の課題など、従来の福祉分野のみでは対応できない課題が顕在化しています。

このような課題の解決に向けて、本市では平成31年3月に「みんなでつくる 地域共生社会 すかがわ」を基本理念とする「第3次須賀川市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）」を策定しました。

この地域福祉計画に基づき、本市では令和元年度から厚生労働省モデル事業「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に取り組み、須賀川市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に委託し、令和元年度から相談支援包括化推進員2名の配置、令和2年度からは、市社協事務所に「福祉まるごと相談窓口」を開設し、障がいや疑われる人の生活困窮のケースや8050（はちまるごーまる）¹のケースなど複雑かつ複合化した課題を抱える世帯への支援を行ってきました。

さらに、国は「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、市町村が「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行されました。

¹ ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりのこどもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題により親子共倒れになるリスクが指摘されています。

本市では、これまで取り組んだ「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」で得たノウハウを生かし、地域住民が主体となって地域の課題解決ができる地域づくりを目指すため、令和4年度から「須賀川市重層的支援体制整備事業」を実施いたします。

2 重層的支援体制整備事業実施計画の位置付け

本計画は、法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画であり、「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」に依拠した「重層的支援体制整備事業実施計画（以下「実施計画」という。）」です。

なお、地域福祉計画は、本市のまちづくりの指針である須賀川市第8次総合計画の理念のもとに、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他福祉各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられています。（法第107条の1第1項第1号）

実施計画は地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的支援体制整備事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事項に特化した内容とするものです。

また、重層的支援体制整備事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化して実施する事業であることから、介護保険事業計画、障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の地域福祉に関連する法定計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図った内容となります。（法第106条の5第3項）

さらに、令和2年度に市社協が策定した須賀川市第3次地域福祉活動計画と本計画は関連性が高く、地域福祉の課題解決のため市と市社協は緊密な連携を図り、両計画を推進していくことが求められます。

3 重層的支援体制整備事業実施計画とSDGsとの関係性

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

重層的支援体制整備事業の、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育、地域社会と属性を問わない、あらゆる課題を抱えるすべての市民を支援するという理念と、SDGsが目指す「誰一人取り残さない」理念は一致するものです。

本計画はSDGsの理念の実現に貢献します。

4 計画期間

重層的支援体制整備事業実施計画は、地域共生社会の理念等に関する事項等の共通部分については、上位計画である地域福祉計画において策定し、重層的支援体制整備事業の実施のために必要な固有の事項に特化した計画とされています。このため、第4次地域福祉計画の開始年度（令和6年度）に合わせるため、第1次計画期間は令和4年度から5年度までの2年間とします。

第2次計画期間は、令和6年度から11年度までの第4次地域福祉計画と計画期間の整合性を図ることにより、基本的事項の統一や施策の共通理解を図るとともに、市の統合的な福祉施策との連携を図ります。

年度 計画名	平成 30	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
総合計画	第8次計画（5年）					第9次計画（5年）				
地域福祉計画	2次	第3次計画（5年）				第4次計画（6年）				
高齢者福祉計画	第8次計画（3年）		第9次計画（3年）		第10次計画（3年）		11次			
介護保険事業計画	第7期計画（3年）		第8期計画（3年）		第9期計画（3年）		10期			
障がい者計画	第3次計画（6年）を3年間延長					第4次計画（6年）				
障がい福祉計画	第5期計画（3年）		第6期計画（3年）		第7期計画（3年）		8期			
子ども・子育て支援事業計画	第1次計画（5年間）		第2次計画（5年間）				第3次計画（5年間）			
健康増進計画	第1次計画（10年）2年延長					第2次計画（10年間）				
重層的支援体制整備事業実施計画					第1次計画（2年）		第2次計画（6年）			

5 須賀川市重層的支援体制整備事業の理念

重層的支援体制整備事業は、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すものであり、その支援対象者は福祉、高齢者、保健医療、住まい、就労、教育、地域社会からの孤立等の属性を問わない、あらゆる課題を抱えるすべての市民です。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、下記の基本的な理念に基づくこととします。

- ・ アウトリーチ²を含む早期的な対応を行うこと
- ・ 本人、世帯を包括的に受け止め支えること
- ・ 本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行うこと
- ・ 信頼関係の構築を基盤として継続的に行うこと
- ・ 地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと

(厚生労働省作成「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」を参考)

また、重層的支援体制整備事業のもう一つの意義は、本市の現状を踏まえ、包括的な支援体制の整備に向けた検討プロセスにおいて、体制構築の方針や具体的な工程について、市民や支援関係機関と丁寧な議論を行い、意識の醸成を図ることであるとされており、そのきっかけとして、重層的支援体制整備事業実施計画の策定（法第 106 条の 5）や支援会議設置（法第 106 条の 6）に関する規定が定められています。

本市では、支援会議のあり方や、本実施計画策定のための検討の場として、関係課で構成する「全世代・全対象型地域包括支援会議」を設置し、市福祉部局や関係機関全体での認識の共有を図り、取組を進めてきました。

会議メンバーは、重層的支援体制整備事業を所管する課の職員、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮支援の重層的支援体制整備事業に包含される既存事業を所管する課の職員、重層的支援体制整備事業交付金の予算や執行を管理する課の職員、他の支援や地域づくり関係の事業を所管する課の職員が参集し、分野横断の政策を検討してきました。

² 支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

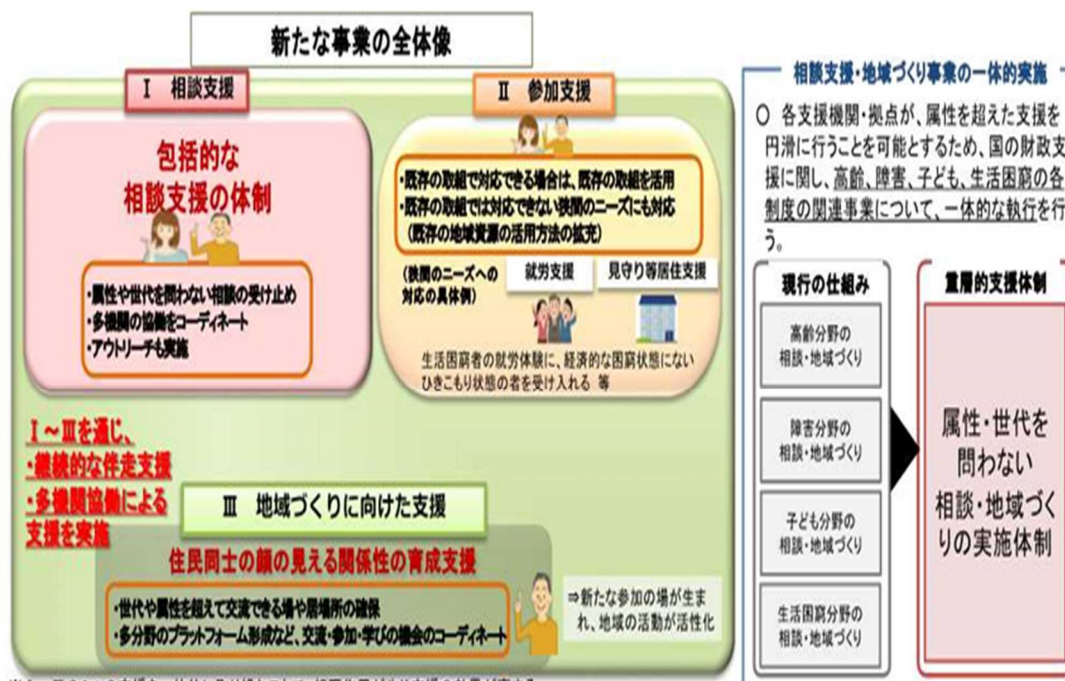
6 須賀川市重層的支援体制整備事業の目的

介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の分野別に行われていた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、市全体で全市民に対する重層的なセーフティネットの強化を目指すものであり、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を展開します。

7 須賀川市重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は、本市において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

そのため、従来、分野（介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮）ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助金に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助金を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8、法第106条の9）として交付するものであり、本市は、この補助金を有効に活用して、この事業を実施していきます。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

（厚生労働省作成「重層的支援体制整備事業概要資料」より抜粋）

第2 須賀川市重層的支援体制整備事業の内容

1 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）



(1) 事業の概要

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

具体的には、介護、障がい、子ども、生活困窮の以下の事業を指しています。

主な対象分野	主体（相談窓口）	拠点設置数	内容
介護	地域包括支援センター 「統合型（福祉まるごと相談窓口）1、地域型3」	4	地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号まで）
障がい	基幹相談支援センター 「統合型（福祉まるごと相談窓口）」	1	障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3号）
	相談支援事業所 「統合型（福祉まるごと相談窓口）1、統合型2」	3	
子育て	子育て世代包括支援センター 「統合型（健康づくり課、こども課、福祉まるごと相談窓口一部委託）」	1	利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）第59条第1号）
生活困窮	自立支援相談窓口 「統合型（福祉まるごと相談窓口）」	1	生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項各号）

本市においては、包括的相談支援事業は介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の全ての項目について、令和2年度から市社協事務所に設置していた既存の拠点をまとめた統合型拠点として、「福祉まるごと相談窓口」を設置しています。

令和4年度からは、重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、既存の拠点をまとめた統合型拠点「福祉まるごと相談窓口」に加え、東部、西部、長沼、岩瀬地域を担当している各地域包括支援センター（介護）と、仁井田、長沼、岩瀬地域と浜田、小塩江、大東地域を担当している各相談支援事業所（障がい）の地域型拠点を設置します。

相談窓口で受けた内容は、必要に応じて適切な相談支援機関につながります。相談

内容のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関の役割分担、課題の整理や、他分野の包括的相談支援事業者をはじめとする他の支援関係機関等と連携した対応が必要な場合は、各分野の担当で構成する会議にて協議するほか、多機関協働事業につなぐことが想定されます。

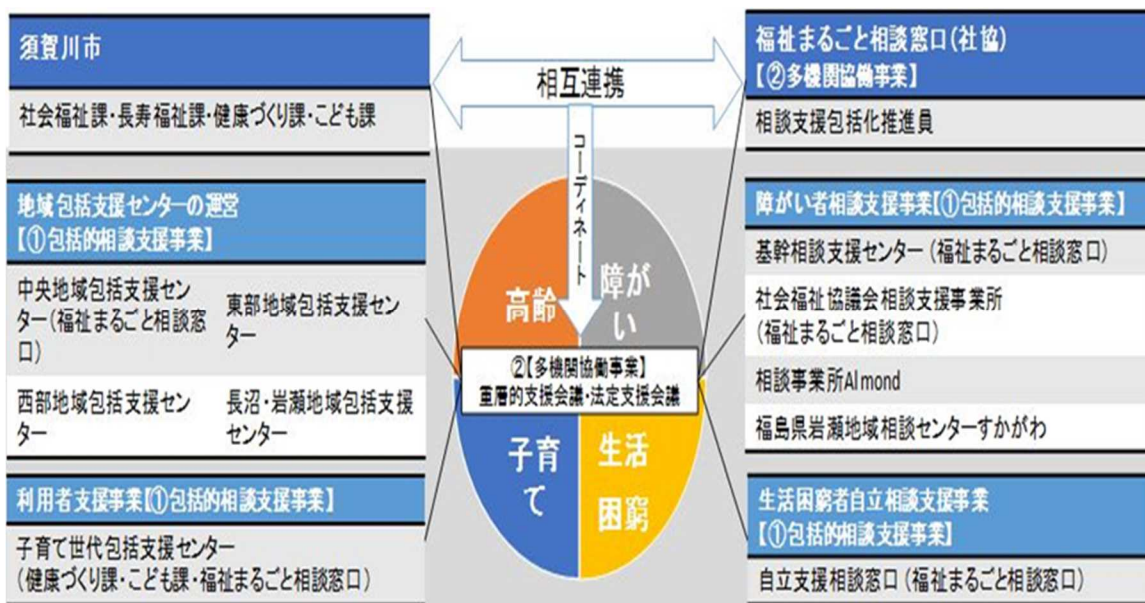
既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



(厚生労働省作成「重層的支援体制整備事業実施体制・計画及び財政支援・概算要求」より抜粋)

【重層的支援体制整備事業ネットワーク】

(包括的相談支援事業・多機関協働事業イメージ図)



(2) 事業実施主体

包括的相談支援事業者は、市及び市が委託する下記の相談支援事業者です。

ア 統合型拠点（市社協事務所「福祉まるごと相談窓口」）

- ・中央地域包括支援センター
対象：高齢者
圏域：須賀川、浜田地域
- ・基幹相談支援センター
対象：障がい者相談支援事業所
圏域：市域全体
- ・社会福祉協議会相談支援事業所
対象：障がい者
圏域：須賀川、西袋地域
- ・子育て世代包括支援センター
対象：子育て世代
圏域：市域全体
- ・自立支援相談窓口
対象：生活困窮者
圏域：市域全体

イ 地域型拠点

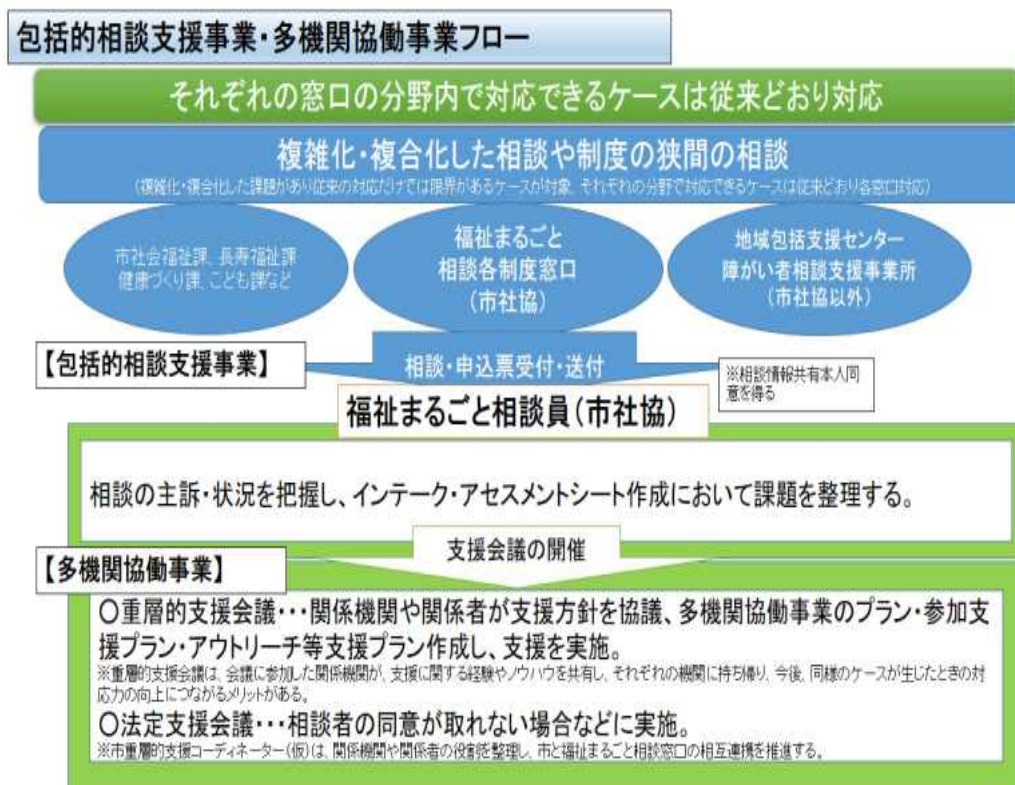
- ・東部地域包括支援センター
対象：高齢者
圏域：小塩江、大東地域
- ・西部地域包括支援センター
対象：高齢者
圏域：西袋、稲田、仁井田地域
- ・長沼・岩瀬地域包括支援センター
対象：高齢者
圏域：長沼、岩瀬地域
- ・相談事業所Almond
対象：障がい者
圏域：浜田、小塩江、大東地域
- ・福島県岩瀬地域相談センターすかがわ
対象：障がい者
圏域：稲田、仁井田、長沼、岩瀬地域

(3) 事業対象者

すべての市民

(4) 支援フロー

各相談員は次の事項に留意しながら相談支援を行います。



ア 包括的な相談の受け止め

包括的相談支援事業者は、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。相談受け付け時には、「相談受付・申込票(様式1-1、1-2)」を使用して、相談者の基本情報や相談概要を書き留めるとともに、相談内容を他の関係機関へ共有することを説明し、「須賀川市重層的支援体制事業における個人情報に関する管理・取扱指針(様式2)」に同意を取ります。

受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した課題があり、従来の単独の相談支援体制のみでは対応が難しいケースで、多機関協働事業を実施する市社協の福祉まるごと相談員や他の相談支援機関等につなぎ、支援にあたるのが適切だと判断される場合は、「相談受付・申込票(様式1-1、1-2)」を福祉まるごと相談員につなぎます。

イ 包括的相談支援事業から多機関協働事業へのつなぎ

(ア) 多機関協働事業へのつなぎ（支援依頼）

相談者が複雑化・複合化した課題を抱えているため、課題の全体像を俯瞰したうえで、担当する相談支援体制のみでは対応が難しく支援関係機関の役割を整理する必要のあるケースや、担当する制度を超えたアウトリーチ等による継続的支援事業や参加支援事業の対象になると想定されるケースについては、包括的相談支援事業者から多機関協働事業者「福祉まるごと相談員」（以下「福祉まるごと相談員」という。）へ支援を依頼します。

その場合は、支援対象者に「相談受付・申込票（様式1-1、1-2）」を記載いただき、事業の利用と支援関係機関との情報共有について説明し「須賀川市重層的支援体制事業における個人情報に関する管理・取扱指針（様式2）」、に同意を得たうえで多機関協働事業へつなぎます。本人の不安感が強い場合には、本人と福祉まるごと相談員が話す機会の設定や、同行支援を行う等の対応を行います。

相談者が支援関係機関と相談内容の情報共有を希望する場合、包括的相談支援事業者は多機関協働事業の役割や支援内容について丁寧に説明を行い、本人が納得したうえで多機関協働事業につなぐよう配慮します。

相談者が支援関係機関と相談内容の情報共有を希望しない場合、包括的相談支援事業の受付者と福祉まるごと相談員に情報共有を限定し、まずは3者で課題解決への支援を開始することを説明し、相談者からの同意を得ることとします。その際は、「相談受付・申込票（様式1-1、1-2）」相談申込み欄の相談支援機関との情報共有事項（2行目から4行目）は二重線で消して受付します。

包括的相談支援事業者と福祉まるごと相談員のみで支援を実施していく中で、相談支援の取組について相談者の信頼が得られた場合には、相談者に他の支援関係機関と相談内容の情報共有の同意を得て、他の支援機関と協働して支援を行うようにします。

福祉まるごと相談員は、利用申込（本人同意）を受けた後に、必要な情報を「インテーク³・アセスメント⁴シート（様式3-1～3-4）」にまとめます。アセスメントするための必要な情報（見立ても含む。）は、紹介元の包括的相談支援事業者など日頃から相談者やその世帯に関わっている支援関係機関から収集することを基本としますが、福祉まるごと相談員が本人から直接情報収集をした方が良い場合には、相談者から聴取します。

³ 相談者がどういう相談を抱えていて、その主訴の背景にある問題は何かということを明らかにするために相談を担当するものが積極的、能動的に働きかけることを目的とした初めての面接のこと。

⁴ 相談者の状態や生活環境などの情報を集めて総合的に分析し、相談者が抱えている課題を明確にすること。

なお、多機関協働事業へつなぐ必要性があると判断されるものの、相談者の同意を得られていない場合や、多機関協働事業へつなぐべきかどうか判断に迷う場合は、必要な情報交換を福祉まるごと相談員と行い、法定支援会議にて検討・課題の整理を行ったうえで、多機関協働事業につなぐことが想定されます。

(イ) 重層的支援会議への参加

重層的支援会議では、福祉まるごと相談員が作成した「インテーク・アセスメントシート（様式3-1～3-4）」と「多機関協働事業のプラン兼事業等利用申込票（様式4-1、4-2）」、「評価シート（様式7-1、7-2）」を基に、多機関協働事業のプランの適切性の協議、多機関協働事業のプラン終結時の評価、社会資源の充足状況等の把握と開発に向けた検討を行うとともに、重層的支援体制整備事業の適切かつ円滑な実施のための協議・調整を行います。

重層的支援会議には、原則として、本人を多機関協働事業につないだ包括的相談支援事業者も参加します。

また、重層的支援会議で検討した結果、多機関協働事業者にケースを依頼した元の包括的相談支援事業者が主担当として支援を行うことが適当と判断された場合については、福祉まるごと相談員からの助言や支援関係機関等の連携体制を活用しながら、包括的相談支援事業者において当該ケースへの対応を行うものとします。

ウ 多機関協働事業による継続的な支援が行われている際の包括的相談支援事業との連携

支援関係機関からの依頼により多機関協働事業につながったケースのうち、課題の解きほぐしや支援関係機関の役割分担に時間を要するなどの理由によって、一定期間、多機関協働事業による継続的な支援が行われる場合も想定されます。

この場合、包括的相談支援事業者は、福祉まるごと相談員からの要請に基づき積極的に連携を図り、支援に関わることが求められます。

エ 多機関協働事業による支援終結後の包括的相談支援事業へのつなぎもどし

支援関係機関の役割分担が定まり、多機関協働事業による支援が終結した場合には、福祉まるごと相談員のプランに基づき、適切な支援関係機関につなぐこととなります。ケースによっては、多機関協働事業者から包括的相談支援事業者につなぐことも想定されることから、日頃から市内の各支援関係機関と連携することが重要であるほか、終結後に適切な支援ができるよう事前に体制を整えておくことが重要となるため、包括的相談支援事業者も重層的支援会議の構成員となり、参加することが必要となります。

2 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）



(1) 事業の概要

「人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域社会を創る」という地域共生社会の理念のとおり、個人の自立を支えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要です。

この事業は、市全体で包括的な支援体制を構築するに当たり、支援が必要な人や世帯と継続的につながる機能を強化していくための役割の一つを担うものであり、生活困窮者自立相談支援事業等の既存の参加支援に向けた事業では対応できない制度の狭間の個別のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行うものです。

事業を実施するにあたっては、本人やその世帯のニーズや抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューをコーディネートして、マッチングを行います。

また、既存の社会資源に働きかけ、その拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューを新たに作成することを目的とします。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

本市においては、令和元年度から厚生労働省モデル事業「多機関の協働による包括的支援体制構築事業（モデル事業）」を実施し、令和元年度は市社協に相談支援包括化推進員2名を配置し、令和2年度からは、市庁舎の市社協事務所内に「福祉まるごと相談窓口」を開設して、断らない福祉の相談窓口を実施してきました。

このモデル事業において、ひきこもりの相談を受けた件数は、令和元年度延べ25件、令和2年度延べ44件となり、ひきこもりの問題を抱える方が相当数にのぼることが明らかとなりました。

これまでひきこもり状態の方への対応は、受け入れる社会資源が市内に少ないこともあり、支援体制が十分とは言えない状況でした。

そこで、重層的支援体制整備事業における参加支援事業と地域づくり事業を兼ねた事業として、ひきこもり等の「制度の狭間のニーズ」を抱えた方々の居場所づくりのため、「福祉の地域づくり推進事業（地域食堂・コミュニティカフェ）」を実施します。この事業は、「地域食堂・コミュニティカフェ」を実施するボランティア団体等を支援し、「地域食堂・コミュニティカフェ」を、他の支援メニューとのマッチングを行うための拠点として、また、ひきこもり等の「狭間のニーズ」を抱えた方の居場所づくりのための拠点として、活用していく取り組みです。

(2) 事業実施主体

- ・市及び市が委託する事業者（市社協「福祉まるごと相談員、ボランティアセンター」）

(3) 支援対象者

既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している方。

(4) 支援フロー

ア 支援開始

参加支援事業は、重層的支援会議において参加支援事業の利用が必要と判断され、プランが決定された場合に利用が開始されます。

ただし、参加支援事業が早期に関わる必要がある場合には、重層的支援会議における支援決定より前に本人への関わりを開始することができます。

イ プラン作成

参加支援事業者は、「相談・受付申込票（様式1-1、1-2）」にて相談受付の利用申込（本人同意）を受けた後に、アセスメントを行い社会参加に向けた支援の方向性や内容が定まった段階で、プランを作成して、重層的支援会議へ「プランシート（様式4）」を提出します。

プランは、人や地域とのつながりの希薄化といった本人や世帯の抱える課題に対して、社会や他者とのつながりを創出し、自己肯定感や自己有用感を取り戻すために作成するものです。プランには、本人やその世帯が望む社会とのつながりや参加を支えるために、その状態に合った目標を設定し、当該目標を実現するために参加支援事業者や支援関係機関、その他の関係者が取り組むことを記載します。プラン作成後、重層的支援会議に諮り決定します。

ウ 支援の実施

本事業では、本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニューづくりを行います。相談者の有無にかかわらず必要に応じて地域へ働きかけを行い、支援メニューを増やしていくとともに、本人に対する定着支援と受け入れ先（地域の福祉サービス、企業など）への支援を行います。

(ア) 新たな参加支援事業の創設

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有しているひきこもり状態の方の居場所づくり支援のため、「福祉の地域づくり推進事業（地域食堂・コミュニティカフェ）」を実施し、ひきこ

もり状態の方の居場所づくりを実施します。

この事業は、ひきこもり状態の方だけでなく障がい者、高齢者、生活困窮世帯や地域の子ども達などの地域の方々の交流の場として地域づくり事業と兼ねる事業としており、事業の性質上、「参加支援事業」のプランに基づいて参加される方と、プランに基づかないで参加する場合の2通りが想定されます。

事業	「福祉の地域づくり推進事業（地域食堂・コミュニティカフェ）」
内容	地域の社会資源や他の支援メニューとのマッチングを行うための拠点として、ひきこもり等の「狭間のニーズ」を抱えた方の居場所づくりのため、「地域食堂・コミュニティカフェ」を実施するボランティア団体の立ち上げ支援・運営補助を行う。
対象	既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している方でひきこもり状態の人などを対象とする。 地域の方々との交流の場所とするため、ひきこもり状態の方だけでなく障がい者、高齢者、生活困窮者世帯や地域の子ども達など居住地や年齢、属性等に関係なく、あらゆる人を対象とする。
体制	日常生活圏において「地域食堂・コミュニティカフェ」を実施するボランティア団体の立ち上げを目指し、市と委託された市社協は、ボランティア団体の立ち上げ支援、運営支援を行う。 ただし、事業開始当初は、新たに設立するボランティア団体に「地域食堂・コミュニティカフェ」の運営方法を指導する目的で、モデル地域事業を実施する。 【モデル地域事業】 市民に「地域食堂・コミュニティカフェ」の周知や、ボランティア団体立ち上げのための実施方法を指導するため、市社協は、モデル地域を選定し、対象者や相談者を支援する。市は、モデル地域事業の会場提供や、運営支援を行う。
場所	地域の公民館、市民交流センターtette、空き家・空き店舗など
その他	ひきこもり等の支援や、「地域食堂・コミュニティカフェ」の運営、生活困窮者世帯の学習支援に関して実績を有する専門の相談支援機関から運営に関する助言を得て、運営に携わってもらうことで、より効果的な支援の展開を図る。

(イ) マッチング

参加支援が必要だと思われるが、「ニーズが不明確な方」、「既存の社会参加に係る社会資源に当てはまらない方」については、社会参加の前段階として、「福祉の地域づくり推進事業（地域食堂・コミュニティカフェ）」を活用されること

も想定されます。

「福祉の地域づくり推進事業（地域食堂・コミュニティカフェ）」参加支援を経て、他の参加支援に係る事業へつなぎます。

(ウ) 終結

参加支援事業者が「評価シート（様式7-1、7-2）」を重層的支援会議にて諮り、社会参加に向けて、地域の資源等とのつながり、その関係性が安定したと判断された段階で、プランに基づいた支援は終結となります。

ただし、プランの終結をもって関係性を終了させるのではなく、参加支援事業を利用する方の多くが、他者や社会とのつながりを継続することに困難を抱える場合が多いことを意識したうえで、必要に応じて定期的な連絡を試みるなど、つながりの維持に向けた働きかけを行います。

(5) 具体的な支援内容と留意点

ア 資源開拓・マッチング

参加支援事業者は、本人に対して丁寧なアセスメントを行い、本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行います。なお、相談者自身が自らのニーズを明確化できていないことも多いことに留意し、本人に寄り添うとともに、段階的に参加の場の提案を行うなど丁寧な関わりが必要です。

また、支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかけたり、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の活用方法の拡充などを図り、社会参加に向けた多様な支援メニューをつくることが求められているため、状況に応じて関係機関と打ち合わせを行うなど、日頃から地域の産業や企業団体などのプラットフォームに参画することなどを通じて、地域の社会資源や支援関係機関とつながりをつくり、支援が必要な時に迅速に対応できるよう情報収集や関係づくりを行います。

イ 定着支援・フォローアップ

直ちに本人が新たな環境で居場所を見出し、関係者と良好な関係を形成できるとは限らないため、定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行います。

(6) 地域における福祉サービスとの連携について

社会参加に向けた支援は、就労支援、居住支援などの形態が考えられますが、地域において多様な形態を確保するために、狭間の社会参加のニーズを有する方に特化した事業を新設することのみならず、地域の既存の福祉サービスを実施する事業

所に対する働きかけや受け入れに向けた支援を行い、狭間のニーズを有する方の受け皿として機能を拡充していくことが求められています。

社会参加に向けた支援を展開する際には、社会福祉法人等の地域における公益的な取組との連携を意識し、地域生活課題に対する社会福祉法人等の積極的な取組を働きかけるとともに、地域の社会福祉法人とのつながりをつくることも重要であるとされていることから、市内の社会福祉法人との参加支援事業の連携を検討していきます。

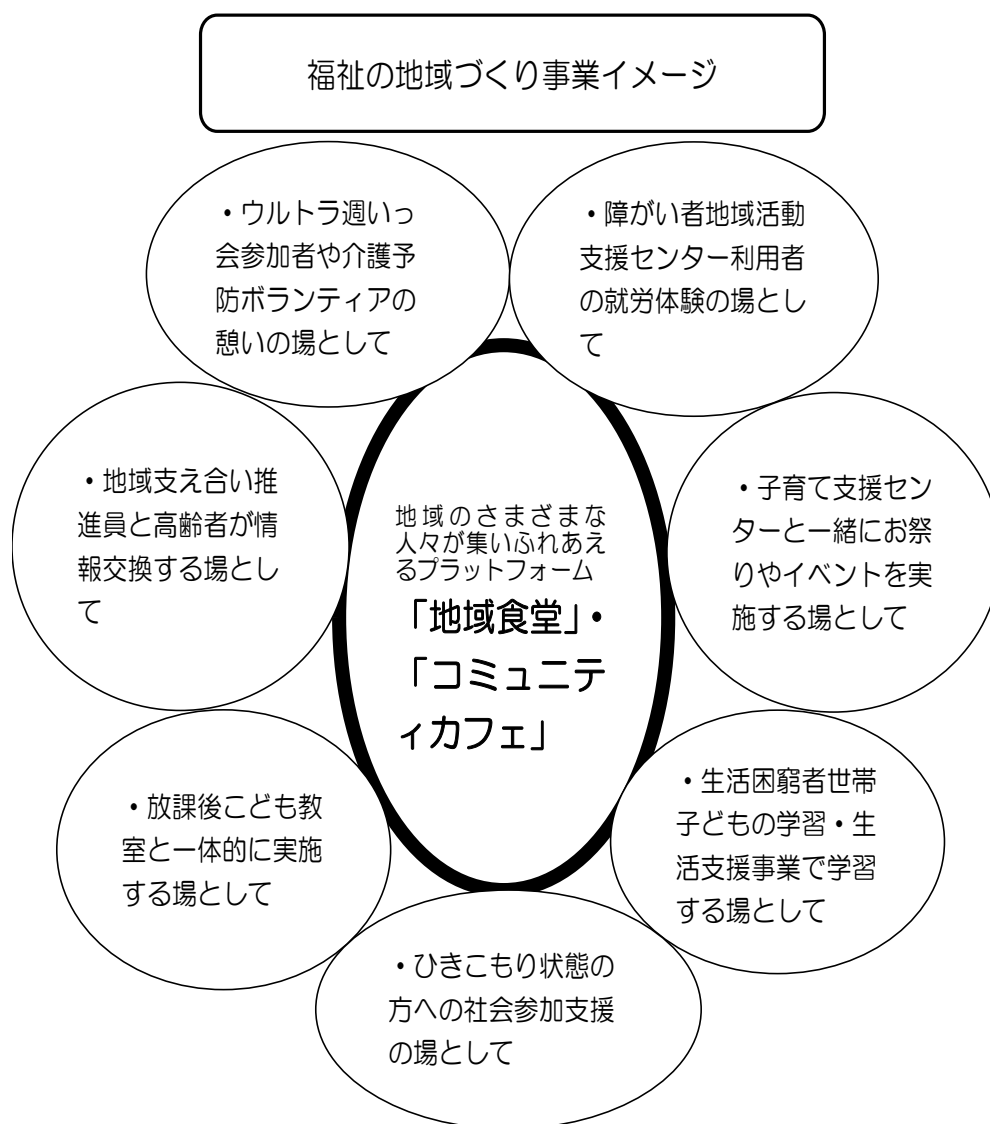
3 福祉の地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）



(1) 事業の概要

重層的支援体制整備事業における、福祉の地域づくり事業は、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域の社会資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うものです。

地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を目指します。



(2) 事業実施主体

福祉の地域づくり事業は、次のとおりです。

事業名	拠点数	内容
一般介護予防事業(介護保険法第115条の45第1項第2号)のうち地域介護予防活動支援事業	2	・介護予防普及啓発事業(通いの場への支援)「ウルトラ週いっ会」 ・介護予防ボランティア支援事業
生活支援体制整備事業(介護保険法第115条の45第2項第5号)	1	・地域包括支援センター運営事業における地域支え合い推進員配置(第2層協議体4名)
地域活動支援センター事業(障害者総合支援法第77条第1項第9号)	1	・障がい者が通所により創作活動、生産活動や社会との交流を行う場所
地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法第59条第9号)	8	・子育て親子の交流の場と交流の促進 ・子育て等に関する相談、援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び支援に関する講習等の実施
地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業(生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(令和2年6月3日社援発0603第1号))	2	・福祉の地域づくり推進事業(地域食堂、コミュニティカフェ) ・子ども教室運営事業(放課後子ども教室コーディネーター)

ア 一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業【高齢者】

- ・介護予防普及啓発事業(通いの場への支援)「ウルトラ週いっ会」
- ・介護予防ボランティア支援事業

イ 生活支援体制整備事業「地域支え合い推進員」【高齢者】

- ・地域包括支援センター運営事業(地域支え合い推進員分)

ウ 地域活動支援センター事業【障がい者】

- ・須賀川市地域活動支援センター ※令和4年度から事業開始

エ 地域子育て支援拠点事業【子育て支援】

- ・長沼保育所子育て支援センター
- ・白江こども園子育て支援センター
- ・大東こども園子育て支援センター
- ・プリムラこども園子育て支援センター
- ・認定こども園くるみの木子育て支援センター
- ・天泉こども園子育て支援センター
- ・白鳩保育園子育て支援センター
- ・市民交流センターこどもセンター内子育て支援センター

オ 共助の基盤づくり事業【地域住民】

- ・福祉の地域づくり推進事業（地域食堂、コミュニティカフェ）
- ・子ども教室運営事業（放課後子ども教室コーディネーター）

(3) 支援対象者

高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者だけでなく、すべての地域住民を広く対象とする。

(4) 福祉の地域づくり事業の内容

ア 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

(ア) 基本的な考え方

血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と資源がつながり支え合う取組が生まれやすい環境を整え、緩やかなつながりによるセーフティネットの充実を図る必要があります。「福祉の地域づくり事業」は、既存の地域づくりに関する事業に基づく拠点を包摂する事業であり、各事業において求められる運営上の基準を満たし、支援対象とする高齢者、障がい者、子育て世帯や生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての地域住民を広く対象として、地域における交流の場や居場所の確保を進めていきます。

(イ) 支援の展開

- a 既存の拠点等の利活用

本市では、従前通りの特定の属性や世代に特化した既存の拠点を維持しつつ、これらの多様な拠点を活かして、市全体で属性によらない包括的な支援体制を整備し、個々の拠点の利用者の範囲を広げる（多機能化・重層化）ことを検討し、地域住民を広く対象として居場所や交流の場の提供に取り組みます。検討にあたっては、ネットワーク会議等の会議体のほか、共助の基盤づくり事業における「福祉の地域づくり推進事業（地域食堂・コミュニティカフェ）」を事業の核として活用していきます。

b 新たな場の確保

福祉の地域づくり事業の長期的な取組として、世代や属性を限定しない居場所や交流の場の新設を目指し、「参加支援事業」と一体として「福祉の地域づくり推進事業（地域食堂・コミュニティカフェ）」を実施します。

「福祉の地域づくり推進事業（地域食堂・コミュニティカフェ）」は、地域の方々との交流の場所とするため、ひきこもり状態の方や障がい者、高齢者、生活困窮者世帯や地域の子ども達など居住地や年齢、属性等に関係なく、あらゆる人を対象とする「地域食堂・コミュニティカフェ」とします。

イ 個別の活動や人のコーディネート

(7) 基本的な考え方（コーディネーターに求められる役割）

地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気かけあう関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけていくことが求められます。

また、地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目して、多様なつながりが生まれる環境整備が図れるよう、これまで福祉制度の地域づくり施策とはつながりの薄かった、まちづくりや地方創生など他分野の取組と積極的なつながりをもつことも大切です。

なお、地域づくりの取組は生活者である地域住民を主体として進めることが重要であることから、地域づくり事業の展開にあたっては、既存の地域住民による取組が継続されるように留意し、既存の行政区・町内会やボランティア団体の取組を活かしたコーディネートを行うことが求められます。

(4) 支援の展開

地域共生社会の実現に向けた啓発活動等による機運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し、継続するための情報提供等のサポート体制の構築、対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくりを支えていきます。ここで

いう「場」とは、物理的な拠点だけでなく、イベント等のきっかけづくりなど様々な形態が含まれます。地域づくり事業における各拠点での活動内容、対象とする利用者層を共有し、取組の連携を図ることで、各拠点がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を市全体で整備していきます。

本市では、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業を継続しつつ、重層的支援会議等の会議体にてそれらの事業の活動目的や機会を共有して、各事業の拡張・発展を目指し、市全体で属性にとらわれない包括的な支援体制の整備に取り組みます。

ウ 多分野がつながるプラットフォームの展開

(ア) 基本的な考え方

多様な場・居場所づくりや地域活動等のコーディネートといった地域づくりのプロセスの活性化や発展のため、分野・領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームの形成を意識することが望ましいと考えられます。

様々な関係者が互いの強みを持ち寄り、互いの目指す方向性や社会資源を共有し学び合うことにより、それぞれの弱みを補い合うだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動をさらに活性化することにもつながるものであることから、こうしたプラットフォームは、地域に複数存在していることが重要であり、また、プラットフォームの多様性を確保する上でも、重層的支援会議等の協議体を活用しながら整備していきます。

(イ) 「プラットフォーム」に求められる役割

a フィールドワークによる地域の人と資源の確認

地域づくりにおいては、地域に既に「ある」ものを活かす視点が不可欠であり、まずは、地域に飛び出して地域住民や活動している団体等とフラットな関係を築く中で、地域の人や社会資源（場・活動・サービス・情報等）の現状を確認することが必要であることから、地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業の「福祉の地域づくり推進事業(地域食堂・コミュニティカフェ)」等を活用し、地域における既存のつながりや活動内容を把握したうえで、それらの価値を尊重した取組を展開します。

b 様々な分野の関係者が集い、関係性を深めるための場(プラットフォーム)の設定

地域の多様な関係者が情報交換や協議をすることができる機会を設定

することにより、人、場、活動、サービス、情報等の地域の社会資源がつながり、地域における様々な活動の継続や次の展開に向けて働きかけることができることから、福祉分野に留まらずに、様々な分野の活動が出会い、新たな気づきを得る場（プラットフォーム）を設置していきます。

本市においては、「福祉の地域づくり事業」のプラットフォームを、「福祉の地域づくり推進事業（地域食堂・コミュニティカフェ）」に位置付け、推進していきます。

そこでは、「介護予防普及啓発事業（ウルトラ週いつ会）」に参加している人の憩いの場として、「地域活動支援センター」を利用している障がい者の就労体験の場として、「地域子育て支援拠点事業」の子育て支援センターを利用している親子と一緒に祭りやイベントを開催する場として、さらに、重層的支援体制整備事業以外の「放課後こども教室事業」との一体的な実施や「生活困窮者自立支援事業」における「生活困窮者世帯の子どもの学習・生活支援事業」を利用している子ども達が学習できる場として、地域のさまざまな人が出会い、ふれあえる場所として実施していきます。

4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第106条の4第2項第4号)



(1) 事業の概要

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(以下、「アウトリーチ等事業」という。)は、複雑化・複合化した課題を抱え、必要な支援が届いていない人を支援するための事業です。多くの事案は、本人が支援してほしいことを声に出すことができない状態であることが想定されます。

そのため、アウトリーチすべき対象者が見つかった場合には、本人を取り巻く地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築して、事業を実施していくことが必要です。

(2) 事業実施主体

- ・市及び市が委託する事業者(市社協「福祉まるごと相談員」)

(3) 支援対象者

複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために自ら支援を求めるとのできない人や、支援されること自体に拒否的な人などが想定されます。

具体的には、長期間にわたるひきこもり状態で外出することが困難なケース、どこに相談したらいいのか分からないケースや、一人で各種相談窓口へ行くことが不安なケースの場合など、自宅訪問による面談や、各種相談窓口への同行等の支援を必要とする方々を支援対象としています。

(4) 支援内容

アウトリーチ等事業の支援内容は、主に本人と直接関わるための信頼関係の構築やつながりづくりに主眼を置くものであり、具体的には、次の5つに整理されます。

- ① 潜在的なニーズを抱える人の早期発見のため、日頃から支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、情報収集した中から相談や課題を把握します。
- ② 事前調整
支援ニーズを抱えている人やその世帯に確実に支援を届けるために、丁寧な情報収集や、自宅への訪問等によって関係性を構築するための方策を検討し、必要な関係者との調整を行います。
- ③ 関係性構築に向けた支援
本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、支援情報等をチラシやリーフレット等で情報提供するなどの関わりを継続して行います。

④ 家庭訪問

自宅への訪問等を含め、本人のところまで赴き支援を行います。

⑤ 家庭訪問及び同行支援

本人に出会えた後も、すぐには自宅から出ることが困難な者や、支援関係機関や地域住民などの関係者につながるものが困難な者に対しては、自宅への訪問等で、継続的に寄り添うとともに、窓口で相談に行く際や、職業体験、ボランティア等に同行するなどして、本人やその世帯の付き合いの範囲が広がるようサポートします。

(5) 具体的な支援プロセス

アウトリーチ等事業の支援対象者は、長期にわたりひきこもりの状態にある方など地域や他者とのつながりが希薄化しており、本人とアウトリーチ等事業者が直接つながるまでに時間がかかることも想定されます。このため、アウトリーチ等事業の利用に向けた本人同意（利用申込）を得るまでに時間を要する可能性を考慮した上で対応します。

また、本人同意を得る前と得た後で、次のとおり想定される支援の内容にも違いがあると考えられるため、場面に応じた適切な対応を行います。

ア 本人同意を得る前の支援

支援関係機関等は、アウトリーチ等が必要だと思われる相談を受理又は同様の事案を把握した際に、アウトリーチ等事業者へ情報共有を行います。

その際には、「相談受付・申込票（様式1-1、1-2）」にて家族等から同意を得た上で共有するほか、構成員に守秘義務が課せられた法定支援会議の場にて共有する方法が想定されます。

アウトリーチ等事業者は、支援関係機関等から入った情報を踏まえ、本人の状況をアセスメントし、アウトリーチ等事業者が主担当で支援の方策を検討するのか、あるいは他の支援関係機関と協働するのか、若しくは他の支援関係機関が主担当となるのかについて検討します。

そのうえで、アウトリーチ等事業者が主担当となる場合には、「プランシート（様式5）」を作成し、必要に応じて、構成員に守秘義務が課せられた法定支援会議に当該プランを諮ります。（法定支援会議は、関係者で支援の方向性や支援方法の妥当性等について検討し、支援の質と内容を担保するためのものです。）この段階では、同意を得ていないため、重層的支援会議にてプランを諮ることはできません。

本人同意を得る前にアウトリーチ等事業者が実施する支援としては、「本人に会う前の丁寧な事前調整」や「本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ」

等が想定されます。支援にあたっては、時間をかけて信頼関係の構築に向けて働きかけることが重要です。

(ア) 本人に会う前の丁寧な事前調整

訪問等を通して本人との関わりを持つ前の段階では、事前の準備や調整等の取組が必要となります。具体的には、次のような取組が想定されます。

- a 本人やその世帯が置かれている状況等の情報に関する情報収集を、支援関係機関や地域住民などの関係者から時間をかけて収集する。
- b 本人やその世帯に対する見守りや支援の体制を整備するために、重層的支援会議等を活用して支援関係機関と連携・協議を行い、支援のネットワークを構築する。
- c 重層的支援会議等を活用して本人と関わるためのきっかけやその切り口を入念に検討する。例えば、家族への支援や本人の趣味を切口にする方法、キーパーソンを介して本人と関わる方法等、多様な方法が考えられるが、aで収集した情報等を踏まえて適切な方法を選択する。
- d 本人が困っていることを丁寧にアセスメントし、それに対する対応策を提示し、本人との関わりを深めるきっかけを作る。
- e 緊急性のある事例の場合には速やかに警察や医療機関と連携する。

(イ) 本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ

(ア)の「本人に会う前の丁寧な事前調整」が整った段階で、本人との関係性構築に向けて次のような支援を実施します。具体的な内容としては以下のような取組が想定されます。

- ・継続的に訪問する、本人に手紙を書き残すなどして、心配している、気にかけているというメッセージを伝える。
- ・メール、チャット等による定期的な連絡を行う。
- ・本人の興味・関心に合わせたチラシ・リーフレットなどを提供する。また、本人の状況に応じて参加する場や働く場を探し、情報提供を行う。

(ウ) 本人同意を得た後の継続支援

本人と直接会うことが出来た後は、本人と信頼関係を構築するほか、丁寧なアセスメントを行い、本人に必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討します。このとき、アウトリーチ等事業者が作成するプランは「プランシート（様式5）」にまとめ、重層的支援会議に諮ります。

本人同意が得られた後、アウトリーチ等事業者が単独で支援を行う事例と、多機関協働事業において支援関係機関の調整を行い、多機関協働事業とアウト

リーチ等事業者が連携しながら支援を行う事例の2つが想定されます。

- a アウトリーチ等事業者が単独で支援を行うことが想定される事例
- ・アウトリーチ等事業者と出会ったことにより、本人が主体的に必要な別の支援関係機関を訪問し、適切な支援を受けられるようになる事例
 - ・アウトリーチ等事業者との関わりはできるようになったのもの、それ以外の者を受け入れ、つながりを形成することが難しい事例
(このような事例の場合は、アウトリーチ等事業者は、引き続き自宅訪問や同行支援を行い、他の支援関係機関から支援を受けることに関して前向きになるよう支えていくことが重要。)
- b 多機関協働事業につなぎアウトリーチ等事業者と連携しながら支援を行うことが想定される事例
- ・本人に不安感が強く、必要な支援関係機関や地域住民などの関係者と関係性を構築するには至っていない事例
 - ・参加支援事業を活用したり各種支援関係機関等の連携体制による丁寧な伴走支援が求められる事例
- ※ ただし、多機関協働事業者が、本人同意が得られる前からアウトリーチ等事業者と連携を図り、必要に応じて自宅訪問に同行するなどして、早い段階から本人との関係づくりを行うこともあります。

(6) 支援の終結

アウトリーチ等事業者が重層的支援会議に「評価シート(様式7-1、7-2)」を諮り、本人やその世帯にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定したと判断された時点で支援は終結となります。

5 多機関協働事業及び支援プランの策定 (法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号及び第 6 号)



(1) 事業の概要

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対する、支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、全体の調整機能を担っており、「支援者を支援する」といった側面も有します。

ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行うこともあります。また、多機関協働事業においては、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図ります。

※支援プランの作成（法第 106 条の 4 第 2 項第 6 号）は、多機関協働事業と一体的に実施します。

(2) 事業実施主体

- ・市及び市が委託する事業者（市社協「福祉まるごと相談員」）

(3) 支援対象者

複合的な課題を抱えており、単独の支援関係機関では対応が難しく、かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められるような課題を有する方が想定されます。

(4) 支援の展開

ア 相談受付

(ア) 基本的考え方

複雑化・複合化した支援ニーズを有する等の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例については、多機関協働事業者が相談を受理した上で、必要な支援を行います。

多機関協働事業者が相談を受け付ける経路として、次の 2 つが想定されます。

- a 包括的相談支援事業者が相談を受け付けた時点で、明らかに複雑化・複合化したニーズを抱えており、速やかに支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例。
- b 介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各分野で既に介入又は、既存の各会議体で支援方法を協議しているものの、あらためて課題の解きほぐし

や、支援関係機関等の役割分担、支援の方向性の整理といった調整が必要だと思われる事例。

多機関協働事業による相談受付を行うことが決まった場合、多機関協働事業者は、原則、本人に「相談受付・申込票（様式1-1、1-2）」を記入してもらい、利用申込（本人同意）を受けるものとします。利用申込にあたっては、基本的に紹介元の支援関係機関等が補助を行うこととしますが、本人が多機関協働事業の利用申込に不安がある場合等には、多機関協働事業者が直接本人に支援内容の説明をするなど丁寧に対応をします。

多機関協働事業者が受付を行った後で、支援関係機関の通常の連携体制で解決が可能な相談など、多機関協働事業者につながれたものの、多機関協働事業において調整を行う必要性が低いと判断された事例については、紹介元の支援関係機関等と協議した上で、紹介元の支援関係機関に事例を戻すこともあります。

(イ) アウトリーチ等事業からの相談受付の考え方

ひきこもり状態にある者などへの支援を行うアウトリーチ等事業は、事業の性質上、アウトリーチ等事業者と本人との信頼関係が形成され、アセスメント等が終わった段階で多機関協働事業につながる場合が想定されます。

したがって、多機関協働事業者は、アウトリーチ等事業者による支援開始前からアウトリーチ等事業者と密に連携を図ることが重要です。

a アセスメント

多機関協働事業者は、利用申込（本人同意）を受けた後に、必要な情報「インタビュー・アセスメントシート（様式3-1～3-4）」にまとめます。

アセスメントをするために必要な情報（見立ても含む。）は、包括的相談支援事業者などの紹介元や日頃本人やその世帯に関わっている支援関係機関から収集することを基本としますが、多機関協働事業者が本人から直接情報収集をした方が良い場合には、独自に収集します。

また、本人やその世帯の状況によっては、早期にアウトリーチ等事業や参加支援事業につないだ方が良いと判断される事例もあると考えられることから、インタビュー・アセスメントの段階から、早期にアウトリーチ等事業や参加支援事業と必要な連携体制を確保します。

b プラン作成

支援関係機関間の円滑な連携体制のもと、複雑化・複合化した支援ニーズを有する方やその世帯へ必要な支援を提供するため、アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを

基に「プランシート（様式6-1、6-2）」を作成します。

当該プランの作成にあたっては、必要に応じて多機関協働事業者が、関係する包括的相談支援事業、参加支援事業及びアウトリーチ等事業をはじめとする支援関係機関を招集して、役割分担や支援の目標・方向性について協議を行います。

また、参加支援事業及びアウトリーチ等事業を利用する場合も、多機関協働事業者が作成したプランにこれらの事業の利用を明記し、支援決定を受けた後でこれらの事業につなぐことを基本とします。なお、アウトリーチ等事業は多機関協働事業の利用前から支援が開始される場合もあります。

c 支援の実施

支援関係機関の役割分担や支援の目的・方向性を定め、支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう必要な支援を行います。

また、プランに基づく支援の実施状況は、重層的支援会議等において支援関係機関から情報収集して随時把握し、必要があれば、収集した情報をもとに再度支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理・変更するとともに、再プランについても適切に検討及び実施するものとします。

d 終結

多機関協働事業者が「評価シート（様式7-1、7-2）」と「つながり評価（様式8）」を重層的支援会議で語り、本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、プランによって、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる支援者としての多機関協働事業の関わりは一旦終結となります。なお、終結後は、プランに基づき、支援関係機関の中から、支援の主担当となる機関（支援担当者）を設定し、その後も本人やその世帯を伴走する体制を確保することが重要です。

また、支援終結後に本人の状況や本人を取り巻く環境に変化が生じた場合や、再度課題の解きほぐしや支援関係機関の整理が必要となった場合には、法定支援会議等で情報共有をするなどして、速やかに支援を再開できるように体制を整える必要があります。

第3 須賀川市重層的支援体制整備事業を構成する会議

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、ネットワーク会議を設置します。ネットワーク会議は、重層的支援体制整備事業の実施体制、関係機関のネットワーク構築、連絡調整を、支援関係機関等が参集し、協議する「全体会議」と、支援対象者等に対する個別の支援を協議する「法定支援会議」及び「重層的支援会議」で構成されます。

(1) 全体会議

重層的支援体制整備事業の実施体制、関係機関のネットワーク構築、連絡調整を協議するため、全体会議を設置します。

ア 設置背景・目的

重層的支援体制整備事業の実施にあたって、当該事業体制構築の方針や、体制構築を進める際の具体的な工程などについて、支援関係機関など市全体の関係機関で協議や連絡調整を行うのが目的です。

イ 開催方法

全体会議の開催が必要となった場合に、重層的支援体制整備事業を総括する社会福祉課が開催します。

ウ 構成員

市関係課や支援関係機関など重層的支援体制整備事業全体に関係する機関が構成員となります。

(2) 法定支援会議

本市では、法第106条の6に基づき法定支援会議を設置します。

ア 設置背景・目的

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要な基礎となりますが、事案によっては本人の同意が得られないために支援関係機関等での適切な情報共有が進まず、役割分担も進まない場合があります。また、予防的・早期の支援体制の検討を進めることが求められるにも関わらず、本人同意を得られないために体制整備が進まない場合もあります。

このため、法第106条の6の規定により、本市において、地域住民が地域において日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うため、支援関係機関等により構成され、会議の構成員に対し守秘義務が課される法定支援会議を

新たに設置することができるようになりました。

法定支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有や、地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。

支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではなく、あくまで潜在的な相談者に支援を届けるため、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援を受けられない人へ支援を行うために開催するものであることに留意しなければなりません。

イ 開催方法

法定支援会議は市及び市社協（「福祉まるごと相談員」）が、個別の事例に応じて招集します。当面の間は、必要に応じ随時開催することとします。

ウ 構成員

法定支援会議の構成員については、主に行政機関（福祉部局に加え、労働、住まい、保健医療、教育、農林水産等）、各分野の支援関係機関、福祉サービス提供事業者、医療機関、学校等幅広く想定されます。また、メンバーそれぞれに守秘義務が課されることを前提に、ケースの内容や開催時期等により、構成員を変更することとします。

法定支援会議の構成員の役割は、次の3つです。

- ・気になる事例の情報提供・情報共有
- ・見守りと支援方針の理解
- ・緊急性がある事案への対応

エ 守秘義務の適用範囲

重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために情報の交換等を行う必要がある場合は、法定支援会議の構成員に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能となります。法定支援会議の出席者は、正当な理由なく、法定支援会議において知り得た全ての事項（地域住民に関する情報だけでなく、広く事務の実施に関するものを含む。）について他に漏らしてはいけません。

（※）なお、法定会議においては、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは

想定していないことに留意が必要です。

(3) 重層的支援会議

本市では、重層的支援体制整備事業全体を円滑に実施するとともに、支援対象者等に対する個別の支援の妥当性を担保するため、重層的支援会議を設置します。

ア 目的

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすことが求められます。なお、事例の内容によって、会議の果たす役割は異なるものであり、毎回の会議において、これら全ての役割を担う必要はありませんが、他方で、状況に応じてここに明記されていない他の役割を果たすなど柔軟に対応することもできます。

- ① 多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業の各事業の事業者が作成したプランの評価及び改善に係る協議
- ② 整備事業の実施状況及び実施方針の協議
- ③ 前各号に掲げるもののほか、会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

イ 構成員

重層的支援会議には、原則として多機関協働事業者と市関係課の職員の参加が求められます。特に、参加支援事業又はアウトリーチ等事業を利用する場合には、多機関協働事業のプランに基づき、多機関協働事業者として市社協「福祉まるごと相談員」が支援決定を行い、また、重層的支援会議で検討する中で、アウトリーチ等事業や参加支援事業の必要性が表面化する場合も多いことから、両者が参加することとされています。

さらに、事例の内容に応じて、例えば、生活保護制度の利用が検討される場合は生活保護の実施機関、就労支援が必要な場合は公共職業安定所等の就労支援機関、小中学生であれば学校や教育委員会など、本人の支援に当たり連携が必要な機関についても参加することが望ましいとされています。

また、福祉分野以外の関係者が参加することにより、重層的支援会議を通じて新たなつながりや分野を超えた関わりをつくることも期待されるので、分野横断的に参加を呼びかけることとしますが、いずれにしても、アセスメントの方法や課題の整理の方法等が適切であるかを客観的に検討できる者が参画することとします。

本人の参加は必須ではありませんが、参加することが本人にとって有益である場合には、本人の状況を十分に考慮した上で参加してもらうことも考えられます。その際、本人の状況によっては、多くの人の前で話をすることに慣れていない場合や、

精神状態が不安定である場合が考えられることから、無理に参加を求めることがないよう留意しなければなりません。

上記を踏まえ、本市の重層的支援会議は、次に掲げる機関、関係団体及び福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「構成員」という。）により組織します。

- ① 包括的相談支援事業者が推薦する者
- ② 地域づくり事業者が推薦する者
- ③ 多機関協働事業者が推薦する者
- ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者が推薦する者
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

ウ 会議の開催方法

重層的支援会議は、必要に応じて多機関協働事業者としての「福祉まるごと相談員」又は市職員が構成員を招集して開催します。

また、市民が親しみを持てる会議とするため、愛称を「福祉まるごとケース会議」と称して開催します。

エ 開催のタイミング

重層的支援会議は、以下4つのタイミングで必ず開催する必要があります。

プランについては、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業のすべてが該当します。

- ・プラン策定時
- ・再プラン策定時
- ・支援終結の判断時
- ・支援中断の決定時（※）

（※）支援の中断時は、本人と完全に連絡が取れなくなったときに判断します。しかしながら、判断に当たっては、関係者や地域住民から情報収集を行うこと、自宅訪問を行うなど、できる限り本人とコンタクトをとるよう働きかけることが重要です。

このほか、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要と考えられる場合には適切に開催することが求められます。

なお、そのような場合には、重層的支援会議としてではなく、別の形態で適宜会議等を開催することも考えられます。

(4) 主な検討内容

重層的支援会議の開催時期ごとの主な検討内容は次の表のとおりです。

事業	主な内容
プラン策定時	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容 ・各支援関係機関の役割分担の確認 ・モニタリングの時期の検討等
再プラン策定時	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の状況変化の確認、評価 ・現プラン評価 ・再プラン内容の確認（プラン策定時の内容と同様）
支援終了の判断時	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認 ・支援終了の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
支援中断の決定時	<ul style="list-style-type: none"> ・本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における、支援の中断の決定
月例報告	<ul style="list-style-type: none"> ・月例で先月の相談支援状況の情報共有、支援の進捗状況や評価を行う。

(5) プラン確定に向けた手続き

プランが確定するまでの手続きを整理すると、下表に示した3つのパターンが考えられ、アウトリーチ等事業や参加支援事業がプランに盛り込まれるか否かによって「確定」のタイミングが異なります。

アウトリーチ等事業や参加支援事業を含むプランは、アウトリーチ等事業や参加支援事業者の福祉まるごと相談員による支援決定後に確定することになり、アウトリーチ等事業や参加支援事業を含まないプランは、重層的支援会議で了承後に確定することになります。

詳細は、次の表のとおりです。

プランの内容	支援決定または確認
アウトリーチ等事業や参加支援事業のみのプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援会議で策定したプランに記載された課題と支援の方向性に対して、アウトリーチ等事業や参加支援事業の提供が適切か判断し、これらの事業による支援を行うこと、及び支援の内容について決定する。
アウトリーチ等事業や参加支援事業以外の支援を含むプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ等事業や参加支援事業については上記と同様の取扱いである。 ・重層的支援会議で策定したプランで、アウトリーチ等事業や参加支援事業を必要としない支援については、支援関係機関のみで支援提供は可能である。 ただし、重層的支援会議で策定したプランで両事業以外の支援の提供状況は、両事業の決定に影響を及ぼす可能性があることから、両事業以外の支援についても内容を確認する。
アウトリーチ等事業や参加支援事業を含まないプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援会議で策定したプランで、アウトリーチ等事業や参加支援事業を必要としない支援については、支援関係機関のみで支援提供は可能であるが、多機関協働事業者は、情報共有し支援の進捗を管理する。

第4 他分野との一体的な連携に関する事項

1 介護、障がい、子ども・子育て、困窮分野の連携の構築

介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の分野においては、包括的相談支援事業及び地域づくり事業において、重層的支援体制整備事業の対象となっていることから、相談支援及び地域づくり支援において、4分野の間の連携をいっそう強化し一体的な実施を図ります。

また、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方への権利擁護支援の分野においては、「福祉まるごと相談窓口」の弁護士による法律相談を活用するとともに、「須賀川市成年後見支援センター」と連携し支援にあたり、市全体として包括的な支援体制が構築されるよう、既存のネットワークを十分に活かして支援していきます。

2 生活保護制度と重層的支援体制整備事業の関係

重層的支援体制整備事業については、本人や世帯の属性を問わず、全ての地域住民を対象とするものであり、生活保護を受給する被保護世帯についても支援の対象となります。重層的支援体制整備事業による支援を行った場合でも、保護の実施機関は、保護の開始や変更といった保護の決定及び実施に関する業務や、被保護者の自立の助長を目的とした支援の実施を決定する業務を行うことで、引き続き被保護世帯に対する支援において中心的な役割を担うこととなります。

また、自立に向けた支援など、被保護世帯が抱える多様な課題に対する支援については、これまでも必要に応じて、保護の実施機関と支援関係機関が連携して対応してきていますが、重層的支援体制整備事業による支援を行う際には、被保護世帯の課題が複雑化・複合化し、保護の実施機関のみでは対応が困難なケースについて、多機関協働事業が行う支援調整を踏まえ、保護の実施機関を含む支援関係機関が相互に連携を図りつつ支援を行います。

重層的支援体制整備事業は、こうした支援関係機関が適切に連携するための仕組みを市全体として構築するものであり、保護の実施機関や個々のケースワーカーにとっても、連携体制の構築は、業務の円滑な遂行に資するものと考えられます。

3 被災者支援制度との連携

本市は東日本大震災、令和元年東日本台風災害、令和3年福島県沖地震と度重なる自然災害に見舞われ、多数の世帯が被災しています。自然災害や火災により被災した世帯が、複雑化・複合化した課題を抱えるようになったケースが少なくありません。

被災により複雑化・複合化した課題を抱えることとなった世帯に対する相談支援は、重層的支援体制において支援するとともに、既存の支援制度（災害弔慰金、災害援護資金貸付制度、被災者生活再建支援制度、市災害見舞金や義援金の支給など）と一体

となって支援していくことで、複雑化・複合化した課題を抱える被災世帯を市全体として支えていく体制を整備します。

4 他分野との連携

重層的支援体制整備事業においては、包括化する4分野や生活保護制度にとどまらず、相談支援や参加支援、地域づくり支援の観点から、労働分野（公共職業安定所等）、教育分野（教育委員会や学校等）、地域分野（地域づくり、地方創生等）等の他分野との連携が重要です。各事業において連携する際の留意点は以下のとおりです。

(1) 包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、本人や世帯の属性を問わず相談を受け止めるものです。よって、包括的相談支援事業者は、他分野の相談支援事業者や支援関係機関から相談を受け付けた場合は連携して支援を実施するとともに、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、多機関協働事業者につなぐ役割を果たします。

(2) 参加支援事業

参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ります。参加支援事業者は、他の支援関係機関より、既存の事業では対応できない個別ニーズ等を抱えている方に関する相談を受けた場合には、連携して支援を実施するとともに、必要に応じて多機関協働事業者や多分野で参加支援を実施している事業者（民間企業、NPO団体等）にもつなぎます。

(3) 地域づくり事業

地域づくり事業において、多様な場や居場所の整備を推進するに当たっては、地域の実情に応じ、地域に開かれた、多世代を意識した拠点の運営を行うとともに、地方創生事業等の他制度や民間企業の取組と連携するなど、創意工夫により地域の特性を活かしたものとすることが重要です。

また、活動や人のコーディネートは、重層的支援体制整備事業において配置予定のコーディネーター等が、他制度において配置されているコーディネート人材との連携を積極的に図ります。

(4) アウトリーチ等事業

アウトリーチ等事業者においては、地域住民や他制度の支援関係機関等より、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者といった潜在的な相談者について相談を受けた場合には、適切に連携して支援を行います。

また、アウトリーチ等事業者においても、支援を実施する中で、包括的相談支援事業者や多機関協働事業者等につなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援します。

(5) 多機関協働事業

従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人に同意を得たうえで多機関協働事業者につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行います。多機関協働事業者においては、他制度の支援関係機関等から相談を受けた場合は、連携して支援を実施します。

第5 事業実施に向けた体制構築

1 事業実施に向けたプロセス

重層的支援体制整備事業は、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制であり、市全体で包括的な支援体制の構築を進めることを目指すものです。事業の実施にあたっては、当該事業のもとの体制構築の方針や、体制構築を進める際の具体的な工程などについて、市民や支援関係機関と議論を行い、意識の共有を図ることが重要とされています。

そこで、本市では重層的支援体制整備事業の実施を検討する過程で、関係課、団体（社会福祉課、長寿福祉課、こども課、健康づくり課、建築住宅課、市民安全課、企画政策課、財政課、市社協）で「全世代・全対象型地域包括支援会議兼相談支援包括化推進会議」を開催して、協議を重ねた上で、重層的支援体制整備事業の実施を決定しました。

実施決定後は、具体的な事業の実施体制を協議するために、包括的相談支援事業を行う市内の関係機関の会議（地域包括支援センター代表者会議、相談支援事業所連絡会等）において協議を重ね、また、市内の重層的支援体制整備事業に係る全支援関係機関に対し、令和3年8月に「重層的支援体制整備事業の実施に向けた研修会」を実施しました。

また、重層的支援体制整備事業実施計画の策定にあたっては、「全世代・全対象型地域包括支援会議（全体会議）」で協議し、また、パブリックコメントを実施し地域住民等からの意見を反映しています。

2 実施体制

本市においては、包括的相談支援事業は介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の全て項目について、令和2年度より市社協に設置していた既存の拠点をまとめた統合型拠点である「福祉まるごと相談窓口」にて実施します。

また、介護、障がいの分野については、身近な地域でも相談ができる地域型拠点を設置します。

なお、実施体制については、地域が抱える課題や地域における社会資源の状況によって変化し得るものであることから、重層的支援ネットワークの会議体において協議のうえで、見直しを図っていきます。

第6 計画の推進にあたって

1 計画の周知・啓発

本計画を効果的に推進し、基本理念の目指す地域づくりを実現するためには、市と市社協の取組だけでは不十分であり、市民や各種団体、事業者などの主体的な取組が不可欠です。そのため、本計画の考え方や取組等についてご理解いただき、共に実践していただけるよう、広報紙、ホームページ等を通じて計画内容を公表するとともに、地域での出前講座や会合等も行い周知・啓発に努めます。

2 協働による推進体制

(1) 市・市社協の連携強化

本計画は地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は本事業を実施するために必要な事項に特化した内容とするものです。よって、地域福祉計画と同様に、市社協の「第3期地域福祉活動計画」と一体的に推し進めていく必要があります。そのため、市と市社協が車の両輪のように一体となりながら、本計画の推進役と市民や各種団体、事業者との調整役としての役割を一層強化し、重層的支援体制整備事業を推進していきます。

(2) 関係機関との連携強化

本計画を推進し、支援を必要とする人のニーズに合った支援を進めるため、地域福祉の担い手である民生・児童委員等や自治会、福祉施設、医療機関等、様々な関係機関・団体との連携強化を図りながら、重層的支援体制整備事業の展開を図っていきます。

(3) 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく重層的支援体制整備事業の取組を効果的かつ継続的に推進していくために、定期的な点検・評価を行うことが重要です。

そのため、担当課として社会福祉課が年度ごとに進捗状況を整理し、全体会議などで、進捗状況の評価を行い、本計画の推進につながるよう努めます。また、国の福祉施策の動向や地域の状況等を見極めながら、必要な見直しを協議します。

【引用・参考文献】

- ・令和3年3月31日、厚生労働省社会・援護局通知「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」
- ・令和3年8月、岩手県矢巾町、「矢巾町重層的支援体制整備事業実施計画」

受付機関								
受付番号 (※)多機関 協働用		初回相談 受付日	西暦	年	月	日	受付者	
相談経路					その他の 場合に自 由記述			

■基本情報

ふりがな			性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> ()	
氏名			生年月日	S・H	年	月	日
住所	〒 -						
電話	自宅	() -	携帯				
メール							
来談者 ※ご本人以外 の場合	氏名		来談者との 関係	<input type="checkbox"/> 家族	(本人との続柄:)		
	電話	() -		<input type="checkbox"/> その他	()		

■ご相談内容

ご相談されたい内容に○をおつけ下さい。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけ下さい。

<input type="checkbox"/>	病気や健康、障害のこと	<input type="checkbox"/>	住まいについて	<input type="checkbox"/>	収入(年金)・生活費のこと
<input type="checkbox"/>	家賃やローンの支払いのこと	<input type="checkbox"/>	税金や公共料金等の支払いについて	<input type="checkbox"/>	債務について
<input type="checkbox"/>	仕事探し、就職について	<input type="checkbox"/>	仕事上の不安やトラブル	<input type="checkbox"/>	地域との関係について
<input type="checkbox"/>	家族との関係について	<input type="checkbox"/>	子育てのこと	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	ひきこもり・不登校	<input type="checkbox"/>	DV・虐待	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	その他 ()				

ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。

■相談申込み欄

須賀川市長 様
 上記の相談内容について、須賀川市重層的支援体制多機関協働事業(福祉まるごと相談窓口)に相談支援を申し込みます。
 相談支援にあたっては、必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意します。
 なお、同意にあたっては、「須賀川市重層的支援体制整備事業における個人情報に関する管理・取扱指針」について、
 説明を受けました。

西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日 本人署名 _____

須賀川市重層的支援体制事業		相談受付・申込票		記載例	様式 1 - 1
受付機関	記入不要				
受付番号 (※) 多機関 協働用	初回相談 受付日	西暦 2022 年 4 月 1 日		受付者	○地域包括 支援センター ○
相談経路	<input checked="" type="checkbox"/> フルダウンから選択 地域包括支援センター		<input type="checkbox"/> その他の 場合に自 由記述		
■基本情報	本人が記載が原則だが、本人が記載できない場合や、本人が 記載したがない場合は、支援者が手伝ったり、聞き取りし記 載。				
ふりがな	すかがわ たろう		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> ()	
氏名	須賀川 太郎		生年月日	西暦 1941 年 4 月 1 日	
住所	〒 962 - 8601 須賀川市八幡町135				
電話	自宅	(0248) ** - ****		携帯	090 - **** - ****
メール	*****@*****.jp				
来談者 ※ご本人以外 の場合	氏名		来談者との 関係	<input type="checkbox"/> 家族 (本人との続柄:) <input type="checkbox"/> その他 ()	
■ご相談内容	ひきこもりの状態にある方など、家族が相談に来た場合は、その家族をケースとして 立て、家族の抱える課題を支えることから始める。本人については、本人と接点を持 ち、本人が申し込むことができるようになった時点で、本人から申込を受け付ける。				
ご相談されたい内容に○をおつけ下さい。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけ下さい。					
<input type="checkbox"/>	病気や健康のこと		住まいについて	<input type="checkbox"/>	収入・生活費のこと
<input type="checkbox"/>	介護について	<input type="checkbox"/>	障がいについて		成年後見・権利擁護について
	家賃やローンの支払いのこと		税金や公共料金等の支払いについて		債務について
<input type="checkbox"/>	仕事探し、就職について		仕事上の不安やトラブル		地域との関係について
	家族との関係について		子育てのこと		
<input type="checkbox"/>	ひきこもり・不登校		DV・虐待		
	その他 ()				
ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 相談者本人が記入。(受付者は記入支 援) 相談内容は、別紙添付でも可。 </div>					
80歳妻が認知症であり、医療や介護のことで相談したい。 認知症の妻と息子の面倒をみており、大変である。 今後のことも考えると息子にも何らかの支援が必要と思い、相談支援を申し込みます。					
■相談申込み欄	本人が情報共有を希望しない場合は、「福祉まるごと相談窓口」のみに情報提供 することを説明し、相談申し込み欄2行目の箇所を、二重線で除外して受付することも 可能。				
須賀川市長 様 上記の相談内容について、須賀川市重層的支援体制多機関協働事業（福祉まるごと相談窓口）に相談支援を申し込みます。 相談支援にあたっては、必要となる関係機関（者）と情報共有することに同意します。 なお、同意にあたっては、「須賀川市重層的支援体制整備事業における個人情報に関する管理・取扱指針」について、 説明を受けました。					
西暦 2022 年		4 月		1 日	
本人署名			須賀川 太郎		

須賀川市重層的支援体制事業		相談受付・申込票		記載例		様式 1 - 2	
受付番号	記入不要	氏名	須賀川 太郎	相談受付日	西暦	年	月 日
受付者	〇〇地域包括支援センター〇〇		備考				
■相談経路・相談歴							
相談経路		高齢部署		その他自由記述			
これまでの相談歴がある機関(本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認)							
就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体		保護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター			
	医療	<input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> (医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署		生活・金銭	<input type="checkbox"/> 自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の税担当部署 <input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む) <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 家計改善支援機関 <input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体(フードバンク等) <input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業) <input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関 <input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士 <input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口		
障害	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設		住居		<input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部署(居住支援協議会) <input type="checkbox"/> 居住支援法人 <input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社		
高齢	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input checked="" type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所			その他	<input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口 <input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 <input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道) <input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外) <input type="checkbox"/> その他行政の担当部署 <input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン <input type="checkbox"/> その他1 ()		
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点 <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター		相談受付者が記載				
相談歴の概況/相談経緯(誰が、どこに、どのような相談をしたか、その結果がどうであったかを記載)							
<p>80歳妻が認知症であり、医療や介護のことで相談したいと地域包括支援センターに連絡相談を受けた。自宅訪問にて、面接したところ、どうやら50歳台の息子が同居していた。息子は知的または精神障がいがある様子。息子は仕事をしていないらしい。相談者は認知症の妻と息子の面倒をみており、大変そうな様子。両親は高齢でもあるため、今後のことも考えると息子にも何らかの支援が必要と思われる。</p>							
■本人の主訴・状況(生活歴を含む)							
<p>50歳台の息子は特に困っている様子は見られない。何らかの知的または精神障がいがある様子。障がい者手帳は持っていない。仕事はしていない様子。親戚付き合いもあまりない。現在は両親の年金で暮らしているが、「親が亡くなった」ときに自立した生活が送れるのかと父親が心配している。</p>							
<p>◎このケースの場合、福祉まるごと相談員は、重層的支援会議開催し、支援プランを検討する。 ⇒招集範囲(市担当者、福祉まるごと相談員、地域包括支援センター、自立相談支援機関、民生・児童委員など)</p>							

須賀川市重層的支援体制事業における個人情報に関する管理・取扱指針

須賀川市重層的支援体制事業における包括的相談支援事業及び多機関協働事業において、個人情報保護に関する取組方針および個人情報の取扱いに関する考え方として、これらの個人情報に関する管理・取扱指針に基づき業務を行います。

(取組方針)

当機関は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、相談業務、支援業務等、当機関が実施する業務を行うにあたっては、須賀川市個人情報保護条例をはじめとする関係法令等に加えて、本規程を遵守し、ご相談者の個人情報の適切な保護と利用に努めます。

(個人情報の取得方法)

ご相談者の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得します。

(利用目的)

ご相談者の個人情報を、当機関の業務遂行ならびに利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて他の目的に利用することはありません。

○当機関の業務内容

- ・相談支援業務
- ・プランの策定・評価

○利用目的

- ・相談支援業務を円滑に行うため
- ・支援機関の事業等利用申込を行うため
- ・支援提供、関係機関・関係者との連絡・調整等自立支援に資するため

(個人情報の内容)

○当機関では、以下の情報を個人情報として取り扱います。

- ・氏名、性別、年齢、住所、電話番号、家族関係等個人の属性に関わる基本的情報
- ・健康状態、疾病、障害、介護等健康に関する情報
- ・就労・通学・通所状況に関する情報
- ・収入、資産、債務等経済的状況
- ・福祉制度利用状況
- ・その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、相談業務において知り得た情報

(第三者への提供の制限)

ご相談者（又は代理人）の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則としてご相談者の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において、関係機関等との間で共同利用する場合には、原則としてご相談者（又は代理人）の同意を得た上で、ご相談者の個人情報を関係機関等（別表で例示した機関）に対して提供することがあります。

また、例外として、須賀川市個人情報保護条例第7条第1項に従って、同意を得ずに関係

機関等に対して情報提供する場合があります。

○同意の上で第三者に提供する場合

- ・他機関等との間で、支援の実施、各種事業等の利用申込やプラン策定に関する調整を行うため他機関等が実施する支援を受けるため
- ・プランが終了した後に関係機関との連携が必要な場合
- ・各種福祉制度申込時に、当機関から自治体へ事前に本人が特定される形で相談する場合
- ・病気・怪我等の際に医療機関につなぐ場合

○同意を得ずに第三者に提供する場合（須賀川市個人情報保護条例第7条第1項の定めによる）

- ・法令等の規定に基づくとき。
- ・本人の同意があるとき。
- ・個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- ・出版、報道等により公にされている場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- ・同一実施機関内で利用し、又は国及び他の地方公共団体若しくは市の他の機関に提供することに相当な理由がある場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- ・個人情報を提供することに公益上の必要その他特別の理由がある場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

（保存期間）

ご相談者の情報の保存は、利用申込日より開始します。保存期間は、支援終了日より5年間とします。その後は、適切な方法（溶解処理等）により廃棄します。

（安全管理措置）

ご相談者の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施します。

（継続的改善）

情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて本規程を適宜見直し、ご相談者の個人情報の取扱いについて、継続的に改善に努めてまいります。

以 上

(別表) 関係機関・関係者等の例示

○就労	○障害
・ハローワーク須賀川	・社会福祉課障がい福祉係
・県中・県南地域若者サポートステーション	・基幹相談支援センター
○生活・金銭	・市社会福祉協議会相談支援事業所
・税務課	・相談事業所Almond
・収納課	・福島県岩瀬地区相談センターすかがわ
・保険年金課	・福島県精神保健福祉センター
・須賀川市社会福祉協議会	・県中地域障害者就業・生活支援センター
・法テラス福島	○高齢
・多重債務者相談窓口（福島財務事務所）	・長寿福祉課
○住居	・中央地域包括支援センター
・建築住宅課	・東部地域包括支援センター
・福島県居住支援協議会	・西部地域包括支援センター
○こども・人権	・長沼・岩瀬地域包括支援センター
・こども課	○医療
・学校教育課	・健康づくり課
・子育て世代包括支援センター	・関係医療機関
・家庭児童相談室・児童虐待防止相談室	○その他
・県中児童相談所	・市重層的支援コーディネーター
・男女共生センター相談室	・市社会福祉協議会福祉まるごと相談員
・女性のための相談支援センター	・市民生委員・児童委員
○保護	・市町内会長・区長、囑託員
・社会福祉課生活支援係	・市民安全課
・自立支援相談窓口	・須賀川消防署
・須賀川警察署	
・福島県地域生活定着支援センター	
・福島保護観察所	

受付番号		氏名		相談受付日	西暦	年	月	日
主担当者		備考						

■相談経路・相談歴

相談経路	その他自由記述
------	---------

これまでの相談歴がある機関（本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認）

就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク	保護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署)
	<input type="checkbox"/> 職業訓練機関		<input type="checkbox"/> ホームレス支援機関
医療	<input type="checkbox"/> 就労準備支援機関	生活・金銭	<input type="checkbox"/> 一時保護施設
	<input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション		<input type="checkbox"/> 警察
障害	<input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む)	生活・金銭	<input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム
	<input type="checkbox"/> 一般企業		<input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
高齢	<input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等)	生活・金銭	<input type="checkbox"/> 自立相談支援機関
	<input type="checkbox"/> 農業者・農業団体		<input type="checkbox"/> 行政の税担当部署
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 医療機関	生活・金銭	<input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む)
	<input type="checkbox"/> (医療機関の内、無料低額診療実施機関)		<input type="checkbox"/> 社会保険労務士
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署	生活・金銭	<input type="checkbox"/> 家計改善支援機関
	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署		<input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体(フードバンク等)
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター	生活・金銭	<input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く)
	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター		<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金)
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター	生活・金銭	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業)
	<input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所		<input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関
子ども・人権	<input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	生活・金銭	<input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士
	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署		<input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター	生活・金銭	<input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部署(居住支援協議会)
	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所		<input type="checkbox"/> 居住支援法人
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署	生活・金銭	<input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社
	<input type="checkbox"/> 教育委員会		<input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園	生活・金銭	<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員
	<input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校		<input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む)	生活・金銭	<input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関
	<input type="checkbox"/> その他教育機関		<input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所)	生活・金銭	<input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体
	<input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター		<input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 児童福祉施設	生活・金銭	<input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道)
	<input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点		<input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等)
子ども・人権	<input type="checkbox"/> その他子育て支援機関	生活・金銭	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外)
	<input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署		<input type="checkbox"/> その他行政の担当部署
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 男女共同参画センター	生活・金銭	<input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン
	<input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター		<input type="checkbox"/> その他1 ()

相談歴の概況／相談経緯（誰が、どこに、どのような相談をしたか、その結果がどうであったかを記載）

■本人の主訴・状況(生活歴を含む)

■本人の主訴・状況(続き)

(1)家族・地域関係・住まい

同居者	<input type="checkbox"/> 有(自分を含んで 人) <input type="checkbox"/> 無				別居の家族	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無			
婚姻	<input type="checkbox"/> 未婚 <input checked="" type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他()				子ども	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(人→扶養 人)			
世帯類型	単身世帯(65歳未満)				その他世帯の詳細 (自由記述)				
本人	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員4	氏名	続柄	性別	年齢
		本人							
世帯員1	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員5	氏名	続柄	性別	年齢
世帯員2	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員6	氏名	続柄	性別	年齢
世帯員3	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員7	氏名	続柄	性別	年齢
家族の状況 (子どものことを含む)									
住居	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 賃貸アパート・マンション <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 会社の寮・借り上げ住宅 <input type="checkbox"/> 野宿 <input type="checkbox"/> その他()				地域との関係				
特記事項									

(2)健康・障害

通院状況	<input type="checkbox"/> 通院している <input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態良い <input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態悪い		通院先/ 服薬・診断・ 症状等						
健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 健康保険(国保以外) <input type="checkbox"/> 加入していない		障害 手帳等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 身体 (級) <input type="checkbox"/> 知的(療育)() <input type="checkbox"/> 精神 (級) 自立支援医療 <input type="checkbox"/> 利用 <input type="checkbox"/> 利用せず					
特記事項									

(3)収入・公的給付・債務等

家計の収支状況	世帯として 月々入ってくるお金 (月額 円) 月々出ていくお金 (月額 円)		家計状況						
課税状況	<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯である <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯ではない		滞納 債務	<input type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 債務あり (<input type="checkbox"/> うち生活福祉資金債務あり) <input type="checkbox"/> 債務なし <input type="checkbox"/>					
公的給付 (受給中)	<input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 高齢年金・遺族年金 <input type="checkbox"/> 障害者年金 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 住居確保給付金 <input type="checkbox"/> その他()		生活保護						
特記事項									

受付番号		紹介日・相談受付日	西暦 年 月 日
作成回	プラン()回目	主担当者	
ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
氏名		生年月日	西暦 年 月 日 (歳)

■解決したい課題

--

■目標(目指す姿)＜本人が設定＞

--

■実施内容＜関係支援機関が実施すること＞

実施者 (本人・家族等・関係支援機関など)	実施内容(実施事項・期間・頻度など)

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

※プラン期間	西暦 年 月 日 まで	※次回モニタリング時期	西暦 年 月
--------	-------------	-------------	--------

■法に基づく事業等

メニュー		利用有無		支援方針(期間・実施機関等)									
1	参加支援事業	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	支援期間	西暦	年	月	日	～	西暦	年	月	日
				<input type="checkbox"/> 申込中	<input type="checkbox"/> 既利用	<input type="checkbox"/> 申込予定	備考()						
2	アウトリーチ事業	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	支援期間	西暦	年	月	～	西暦	年	月		
				<input type="checkbox"/> 申込中	<input type="checkbox"/> 既利用	<input type="checkbox"/> 申込予定	備考()						

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

プラン期間	西暦	年	月	日	まで	次回モニタリング時期	西暦	年	月
-------	----	---	---	---	----	------------	----	---	---

■プランに関する本人同意・申込署名欄

様

私は、
 上記のプランに基づく支援について同意します。
 法に基づく事業(上記1, 2)の利用について申し込みます。

西暦 _____年 _____月 _____日
 本人署名 _____

<重層的支援会議・支援決定>

重層的支援会議開催日	①	西暦	年	月	日	支援決定・確認	<input type="checkbox"/> 支援決定 (法に基づく事業(上記1, 2))
	②	西暦	年	月	日		<input type="checkbox"/> 確認
	③	西暦	年	月	日		(決定・確認日: 西暦 _____年 _____月 _____日)

<備考>

<必要添付書類>

インテーク・アセスメントシート

須賀川市重層的支援体制事業		評価シート		様式7-1	
受付番号				氏名	
評価回	評価()回目	評価担当者		評価記入日	西暦 年 月 日
■目標の達成状況					
目標の達成状況	<input type="checkbox"/>				
見られた変化	生活面	<input type="checkbox"/> 生活保護適用 <input type="checkbox"/> 住まいの確保・安定 <input type="checkbox"/> 医療機関受診開始 <input type="checkbox"/> 健康状態の改善 <input type="checkbox"/> 障害手帳取得 <input type="checkbox"/> 自立意欲の向上・改善 <input type="checkbox"/> 対人関係・家族関係の改善 <input type="checkbox"/> 生活習慣の改善 <input type="checkbox"/> 孤立の解消 <input type="checkbox"/> 精神の安定 <input type="checkbox"/> 債務の整理 <input type="checkbox"/> 家計の改善 <input type="checkbox"/> 保険関係収入の増加 <input type="checkbox"/> 年金関係収入の増加 <input type="checkbox"/> その他収入増加(一般就労以外) <input type="checkbox"/> 就労収入増加(一般就労において、転職・勤務時間の増加等により増収した場合)			
	社会面	<input type="checkbox"/> 職場定着 <input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が継続的な就労(障害者雇用含む)) _____ <input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が時限的) <input type="checkbox"/> 雇用契約を伴う支援付き就労(就労訓練事業、就労継続A型等) <input type="checkbox"/> 障害者サービス活用(就労継続B型、就労移行支援等) <input type="checkbox"/> 自営業等雇用外の就労開始 <input type="checkbox"/> 就職活動開始 <input type="checkbox"/> 職業訓練の開始、就学 <input type="checkbox"/> 社会参加機会の増加			
	他	<input type="checkbox"/> その他()			
		この間に変化は見られなかった			
現在の状況と残された課題					
■プランの終結・継続に関する本人希望・スタッフ意見					
本人の希望	<input type="checkbox"/> 終結を希望 <input type="checkbox"/> 継続を希望		スタッフの意見		

＜重層的支援会議における評価実施＞

注：他機関へのつなぎにより終結する場合は、対象者が他機関に既に繋がっている状態であること。

重層的支援会議開催日	西暦 年 月 日	プラン評価	<input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> 再プランして継続 <input type="checkbox"/> 中断 (終結の内、他機関へのつなぎ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) (決定日：西暦 年 月 日)
------------	----------	-------	--

終結後の対応／再プラン時の留意点

■終結時のつなぎ先情報

注：終結の内、他機関へのつなぎが「あり」にチェックした場合は必須

終結時つなぎ「あり」にチェックした場合のつなぎ先の機関（あてはまるものすべてにチェック）

これまでの相談歴がある機関（本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認）

就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	保護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
	医療		<input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> (医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署
障害		<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	住居
	子ども・人権	<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	

特記事項 (関係機関名を残す場合はここに記載)	
----------------------------	--

受付番号				氏名			
※評価回	評価()回目	※評価担当者			評価記入日	西暦	年 月 日
■目標の達成状況							
※評価日 現在の 状態像	意欲	<input type="checkbox"/> 1. 就労や生活全般(家事、遊び、趣味、身の回りのこと)等に対して意欲が持てない。 <input type="checkbox"/> 2. 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。 <input type="checkbox"/> 3. 2に加え、就労やボランティア活動等の社会参加に関心がある。 <input type="checkbox"/> 4. 就労やボランティア活動等の社会参加を行おうとしている。または既に行っている。					
	自己肯定感	<input type="checkbox"/> 1. 自分のことを否定し、受け入れられない。 <input type="checkbox"/> 2. 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた身近な人等からしか認められていないと感じている。 <input type="checkbox"/> 3. しばしば自分のことを否定的に話すか、自分の良い点を挙げるができる。 <input type="checkbox"/> 4. 自分のことを肯定的に受け止めている。					
	対人関係	<input type="checkbox"/> 1. 一対一の関係で、相手の話を聞くことができない <input type="checkbox"/> 2. 一対一の関係において、相手の話を聞くことができる <input type="checkbox"/> 3. 一対一の関係において、相手に配慮した発言や行動ができる <input type="checkbox"/> 4. 集団において、相手に配慮した発言や行動ができる					
	社会参加	<input type="checkbox"/> 1. 社会との接点を持たず、外出もままならない。 <input type="checkbox"/> 2. 限られた身近な人(家族や友人等)や支援者との関わりがある。 <input type="checkbox"/> 3. 身近な人(家族や友人等)や支援者以外にも、仕事・学校・地域活動・趣味・遊び等で、月1回から数回程度、会う人と場がある <input type="checkbox"/> 4. 仕事、学校、地域活動、趣味、遊び等で、週に数回又は毎日定期的に会う人と場がある。					
	相談	<input type="checkbox"/> 1. 困った時に相談できる人や支援機関が1つもない <input type="checkbox"/> 2. 困った時に相談できる人や支援機関が1つ又は複数あるが、いずれも信頼して相談できる関係ではない <input type="checkbox"/> 3. 困った時に相談できる人や支援機関が1つ又は複数あり、そのうちの1つと信頼して相談できる関係にある <input type="checkbox"/> 4. 困った時に相談できる人や支援機関が複数あり、そのうちの複数と信頼して相談できる関係にある					

須賀川市重層的支援体制整備事業実施計画 実施フロー

困りごとがある住民等

